

## 令和元年度 第1回宗像市総合教育会議議事録

**【日 時】** 令和元年7月23日（火）午前10時から午前11時36分

**【場 所】** 宗像市役所 本館3階 304会議室

**【出席者】** 宗像市長 伊豆美沙子  
教育委員 宮司葉子  
教育委員 石丸哲史  
教育委員 釜瀬計  
教育委員 大庭多美枝  
教育長 高宮史郎

**【その他の出席者】** 教育子ども部瀧口健治、教育子ども部子どもグローバル人材育成担当部長中野万由美、経営企画部長長谷川勝憲、教育子ども部主幹指導主事安河内友美、教育政策課長中野道子、教育政策課指導主事毛利拓也、教育政策課指導主事村上暢崇、教育政策課指導主事出光洋文、子ども育成課長本田和徳、子ども育成課参事賀来元彦、子ども支援課長兼適応指導係長高倉庸輔、子ども育成課グローバル人材育成係長船越健樹、子ども支援課主幹兼子ども相談係長有吉富美子、教育政策課学務係長新海香浪、経営企画課企画係長中山崇、教育政策課政策係長福永貴志、教育政策課政策係主事鈴木夕貴

※傍聴 なし

### 1 開会

**【伊豆市長】** 定刻になりましたので、只今より令和元年度第1回宗像市総合教育会議を開催いたします。今日は4項目について教育委員の皆様から忌憚のないご意見をお聞かせいただければと存じます。それでは、議事進行につきまして事務局より説明をお願いします。

**【教育政策課長】** 教育政策課の中野です。よろしくお願いいたします。お手元に次第がございますように、本日は「グローバル人材育成について」「子ども相談支援センターについて」「教職員の働き方改革について」「学校教育情報化について」の4項目を協議事項として挙げております。項目ごとに担当から説明を申し上げた後、質疑応答を行いながら協議いただき、またご意見をいただければと思っています。どうぞよろしくお願いいたします。

## 2 協議事項

### (1) グローバル人材育成について

【伊 豆 市 長】協議事項の 1 項目目「グローバル人材育成について」です。事務局から説明をお願いします。

【子ども育成課長】子ども育成課の本田です。よろしくお願いします。グローバル人材育成についてご説明いたします。グローバル人材育成につきましては、平成 27 年にプランを策定しております。それに合わせて担当部長、担当係を新設しまして、各種の人材育成事業を実施しています。策定から 5 年を経過した今年度は、宗像市グローバル人材育成協議会でプランの進行管理や現状分析を行うとともに、次期プランの策定に向けた協議を行っています。本日は協議会で議論がなされている次期プランに向けた策定の方向性について報告させていただき、市長、教育委員の皆さまに意見交換をしていただき、いただいた意見等を踏まえて今年度の冬に予定しておりますパブリックコメントに向けた準備をしたいと考えています。詳細につきましては、グローバル人材育成係長が説明いたします。

【グローバル人材育成係長】グローバル人材育成プランは平成 27 年から平成 31 年までの 5 ヶ年計画で進んでおります。今年が 5 年目になりますので、第 1 期の振り返りを行っているところであり、併せて第 2 期プラン策定に向けた準備を行っているところです。現行プランの基本施策は 3 つございます。5 年前に初めて策定したプランということで、まずグローバル人材像の設定を施策に入れております。そして、人材像に向けた育成事業効果の向上や本市の特色を生かした事業展開の 3 つが基本施策です。また、グローバルという言葉がまだまだ新しい言葉なので、人によっては、英語が話せるということであるとか、海外で生活すること、海外の人とつながっているということなど、人によってグローバルという定義がなかなか定まっていないのが現状にあります。そこで、市として目指すグローバル人材像は、「お互いを尊重し、そうぞう力を持って、世界とコミュニケーションができる」と定義付けしています。「お互いを尊重し」というのは、相手を思いやることや助け合うこと。そうぞう力は、イメージの想像、クリエイティブの創造、宗像は、「そうぞう」と読むこともできますので、宗像人といったものを育てたいといった意味が込められています。世界とコミュニケーションができるということは、英語でコミュニケーションができるということだけではなく、母国語で意思疎通ができるか、人とコミュニケーションができるかということも含まれています。このような 3 つの能力をどう伸ばしていくのかということで様々な事業を行っています。次に、プランの中では幼児期から大人までが対象となっており、幼児期、小学生、中学生、高校生、大学生と発達段階で分け、それぞれの育成の目標を記しております。小学生でいえば、郷土の歴史や文化の大切さを認識する。小学校の高学年になれば自分の発言には責任が伴うことを学ぶ。中学生になれば、課題を解決していく能力を養う。高校生になればもっと多様な相手と議論ができる。大学生になればいろんなものを行動に移すことができる。このようなそれぞれの発達段階ごとで能力をつけ

ようと社会教育の領域ではイングリッシュキャンプやアジア太平洋子ども会議、外国の子どもたちをホームステイさせる事業、ニュージーランド派遣研修、宗像国際育成プログラム、カナダ研修、日本の次世代リーダー養成塾など様々なことを行っています。併せて、小中学校においては学校教育の中で学んだ外国語を社会教育で生かす、もしくは学校教育の意識付けとして社会教育でイングリッシュキャンプなどを行って、義務教育の中での外国語に興味を持ってもらうなど、お互いが入り口出口みたいな関係性で連携をしています。これらの事業を5年間やってきまして、先ほど課長の挨拶の中にもありましたが、宗像市グローバル人材育成協議会を立ち上げ、去年度は、2回開催し、主に過去5年間の活動の振り返りを行いました。今年度は、5月に1回開催しまして、取組を振り返って次期プランには、どのような項目を立ててプランを作っていくか協議しており、今月にまた協議会を予定しています。協議会で出された意見は、市で整理しており、資料の上2つ青いところが主に学校現場、緑は地域とか民間企業との連携、オレンジは宗像市、つまり行政についての課題となっています。課題の前に成果としましては、これまでグローバル人材育成係ができるまでは、それぞれの部署がいろんな事業を行っており、単発的に行われていましたが、グローバル人材育成係が出来たことによって、それらを体系的に整理して発達段階ごとにつなげて事業をやっていくことによって、小学生のときに参加した子が、中学生になったときに他の事業に参加してくれており、一定の成果が出ていると考えております。課題については、学校教育ではきちんと学習指導要領に基づいて外国語の授業がなされています。しかし、勉強だけだとあまり面白くないため、併せてイングリッシュキャンプやALTの活用、スピーチコンテストなどで英語を話す楽しさを感じ、学校で学んだことをいかにアウトプットできるかの仕組みが必要という話がございました。先ほどから申し上げている通り、学校教育と社会教育の連携が必要ではないかという意見が協議会の中からも出ていました。また、行政や学校だけがグローバル人材育成をやってもなかなか多くの市民に広まらないというところがあるので、地域コミュニティや民間企業と連携する必要があります。例えば、今1番協力していただいているのはグローバルアリーナさんです。各種スポーツ大会等で外国人選手団を招いているので積極的に連携し、外国人と市民が交流する機会を設けたいと考えております。また、宗像は歴史文化、グローバルアリーナさんをはじめとする民間施設や、福岡教育大学の留学生など、宗像ならではの資源があるので、これらを活用することが大切だと思います。取組については市民の方に広く発信しないと市民の意識の向上にもつながらないので、積極的に発信していく必要があるのではないかというご意見がありました。そして、プラン作りの問題になりますが、現プランは発達段階ごとにどのような事業をするのかは書かれていますが、一体誰がするのか主体が見えにくいということが課題にありましたので、主に学校、地域及び民間、行政という大きく3つの実施団体で、それぞれの役割を明確にする必要があるのではないかという話がありました。また、現行事業で「この事業は語学力」「この事業はコミュニケーション」というような明確な目的を持っていませんので、目的を意識して実施した方が良いのではないかと

というご意見もありました。これは、市としても課題として取り上げています。これらの意見を踏まえて、来年から始まるプランに向けて骨格づくりをしているところです。今までのプランを引き継ぐ事項は、本市の考え方です。今社会情勢がこういった形なので、必然的にグローバル人材育成は必要だという考え方です。あと対象者については、幼児期から大人まで全ての市民を対象とします。目指すべき人材像も先程申しました通り、「お互いを尊重し、そうぞう力を持ち、世界とコミュニケーションができる」ここはぶれずに、次期プランにも引き継ぐ形で検討しています。そして、施策の方向性ですが、先程課題の中でも役割分担がやや見えにくいという話が出ていましたので、学校、地域団体や民間企業、行政と大きく3つに分けてやっていこうと考えています。学校現場では学習指導要領に基づいた学校教育の他にも、ALT やイングリッシュキャンプなど学校教育を支援する施策が必要であると考えています。先程も申しましたが、社会教育と学校教育が連携せずにお互いが単発でやってももったいないので、次期プランで連携を強化する旨を盛り込んでいきたいと考えております。2番目の地域や民間団体との協働ですが、東郷駅前にある CoCokara 日の里では、毎月第4土曜日に市民が集まって、外国語でフリートークをする活動が行われておりますのでそのような市民活動を支援するとともに、市民向けに多文化を体験できる講座をしていきたいと考えております。その他、トヨタ自動車九州、宗像国際環境100人会議、アジア太平洋子ども会議、日本の次世代リーダー養成塾など、数多くの民間企業と今後も積極的に連携を行っていきたいと考えております。今年で27回を迎えるニュージーランド研修、グローバルアリーナを訪れる海外スポーツ選手団との交流で、むなかたガイドなどを行っています。一番貴重なのが、このような事業に参加したOBOGの方たちです。OBOGが主体となって活躍できる場をつくって、次世代に引き継いでいくような人材育成をしていくことも今度のプランには盛り込みたいと考えております。最後に今後のスケジュールについてですが、今日いただいたご意見を来週29日に宗像市グローバル人材育成協議会がありますので、こちらに報告して、今年の冬に予定しておりますパブリックコメントに向けてプランを策定したいと考えております。駆け足になりましたが、現行プランの進捗状況と次期プランに向けた策定の方針について説明を行いました。

**【伊豆市長】**今事務局から説明がありました。この説明を受けて、委員の皆様方から何かご意見ご質問等がございましたらお願いいたします。

**【石丸委員】**先程おっしゃったように、グローバルという言葉は、あまり理解や浸透していない気がします。これは、グローバルとインターナショナルの意味が混同されているからだろうと思います。安倍首相が地球儀を俯瞰する外交という言葉が使われたように、グローバルな人材というのは、地球儀を俯瞰できるような思考力を持つ人材だと思います。そのような意味で、このグローバル人材プランには「Think」「Heart」「Skill」という3つがあるわけですが、やはり国際交流や国際親善の域から出ていない、いわゆるインターナショナル人材育成にとどまっているような気がします。結果として、そのスキル

の方に傾斜して、英会話とか、あるいは色々な国の方との交流による異文化体験となっておりますが、これから必要なのは異文化理解というよりも多文化理解といえます。異文化というと、あくまでも自分のところを起点としているのですが、地球儀を俯瞰するためには、地球上に様々な多様性があるということを理解しないといけません。ですから、地球儀を俯瞰できるという Think と、今求められている包括的、インクルーシブな考え方である Heart になると思うのですが、この2つと関連させて必要な Skill をつけていくという3つのバランスが重要ではないかと思います。これからの方向性としては、やはり英会話による体験だけではなく、グローバルな思考力が醸成できるような知識理解などを学校教育や社会教育で達成していくことが必要ではないかと思います。語学だけではなく、世界に関する地理、歴史、環境問題、こういった知識等が最終的にはグローバル人材の育成に向かっていくのではないかと思います。最近よく言われるグローカルという言葉がございすよね。グローバル人材というのは、ローカル人材でもあるという、決して地元と関連することなく進むのではなく、地域を基盤としている、また、一方で地域に埋没することもないように、グローバルとローカルのバランスのとれたグローバル人材の育成というのが、本来のグローバル人材だと思うのです。したがって、この3つの「Think」「Heart」「Skill」というバランスをとって、考えていただきたいと思っております。

【伊 豆 市 長】他に何かありますか。

【宮 司 委 員】小学生と中学生の間に様々な事業をされていると思うのですが、その事業に参加する子ども達の割合がどのくらい分かりませんが、事業に参加する子どもたちが多くなるといいなと思っています。話を聞いていると、とても良い事業をされていますし、参加した子たちの体験話を聞くと、やはりそれをみんなに聞かせたいと思うので、難しいところとは思いますがよろしくお願いします。一つ質問があるのですが、幼児のところの外国語、絵本の読み聞かせ、小学生の外国人団体学校訪問がありますがこれは、宗像市にある幼稚園に外国人の読み聞かせのボランティアさんが来ているということですか。

【グローバル人材育成係長】今現在ではそこまでできていませんが、図書館まつり等で子どもたちに英語で絵本の読み聞かせをしたり、地域の子育てサロンなどで留学生と交流する場を設けています。

【宮 司 委 員】小学校に外国人の方が行っているというのを聞いたことがあるのですが、それは1年間でどのくらいの割合で行っているのですか。

【グローバル人材育成係長】なかなか全校には行けていません。学校訪問ができてるのは、グローバルアリーナに宿泊している海外スポーツ選手団、バグパイプ演奏団、ブルガリア舞踊団などで、1年間で2、3校しか行けていない状況です。

【宮 司 委 員】だいたい全部に行きわたるようにはしているんですよね。

【グローバル人材育成係長】数年かけて全市立学校に行くようにしています。

【宮 司 委 員】外国人の方が来ているのを見た子たちの話などを聞くと、やはり生で

見るといいな、すごいなと関心が湧いているので、そのような経験はとても大事だと思っています。

【グローバル人材育成係長】事業の募集をしても、子どもは、部活や習い事で土日は来れないという課題があります。そこで、今年は、イングリッシュキャンプの実施形態を変えました。去年までは夏休みにグローバルアリーナに宿泊型で実施し、より深い学びになっていましたが、定員が50名となっております。しかし、宮司委員のご指摘の通り多くの子どもに経験してほしいという願いから、今年はモデル校として6校の4年生を対象に、外国語活動の時間を利用してグローバルアリーナでワンデイキャンプを行っていただきました。このような形で、社会教育でしてきたことを学校教育の中に入れていただくよう教育委員会と連携し、多くの子どもが体験できる仕組みを考えていきたいと思えます。

【宮 司 委 員】すごくいいと思います。事業のチラシとかをもらって「したいけど、でも」と躊躇する子もいると思うのですが、みんな参加ということであれば、そこで何か芽生えることもあると思います。

【伊 豆 市 長】他に何かございますか。それでは、ただいま皆さんからいただいた意見を受けまして、グローバル人材育成のさらなる充実を図っていきたくと思っていますので、よろしく願いいたします。ありがとうございました。

## (2) 子ども相談支援センターについて

【伊 豆 市 長】それでは、次に協議事項の2項目目、子ども相談支援センターについてです。事務局からの説明をお願いします。

【子ども支援課長】子ども相談支援センターについて、これまでの経緯と現状のご報告、それから現在感じている課題を整理しておりますので、ご説明させていただき、皆様から忌憚のないご意見を賜ればと思います。資料については、お手元の「子ども相談支援センターについて①」から始まるものをご覧ください。まず1枚目ですが、ここでは改めて子ども相談支援センターのあらましをまとめております。このセンターの設置目的は、虐待の予防と早期対応、子どもの成長・発達の早期支援、子どもと家庭に係る様々な問題への早期対応等の窓口を一元化し、相談のワンストップ化と関係機関との連携をより迅速かつ効率的に行うということでございます。これを実現するために3つの力を整理しています。まずは子ども家庭相談室です。こちらは、児童虐待の通告先であり、市役所に職員がおります。次に発達支援室ですが、こちらも基本的には市役所に職員がおり、この室の代表的な業務は発達相談です。メイトムに発達支援センターというのを設けており、毎週火曜日と金曜日に発達に課題があると思われる子どもや保護者からの相談を受けたり、発達検査を行ったりしています。続いて適応指導教室、通称、教育サポート室エールですが、こちらはメイトムの一角に教室を構えておりまして、任期付職員と期限付職員が在籍しております。これら3つの室を総称しまして、子ども相談支援センターと呼んでおります。さらにその下、子どもの権利相談室「ハッピークローバー」というのがあります。これは、平

成24年に制定した子ども基本条例に定めるところによりまして、弁護士や大学の助教の方など3人の先生方を子どもの権利救済委員に任命しております。その委員さんの職務を補助する子どもの権利相談員というのがおりまして、子ども相談支援センターと併設する形で市役所の中に在籍しています。こちらは小中学生の子ども達にとって、駆け込み寺のような存在でございます。主に、通話無料の専用ダイヤルを通じて、子ども達のあらゆる悩み事や困り事の相談にのっております。なお、3人の子どもの権利救済委員の方は、毎月2回、市役所にて会議を開催しております。また、子どもの権利相談室は、いわば第3者的な独立した機関という位置付けではありますが、この事務局は、子ども家庭相談室の職員が担っております。それでは、2枚目でございます。こちらには、組織の変遷を載せております。子ども相談支援センターは、昨年度から創設しておりますが、ご覧のように、平成29年の段階から子ども家庭課が所管しておりました3つの業務、「子ども家庭相談室」「発達支援センター」「子どもの権利相談室」そして、教育政策課が所管していました2つの業務、「SSW（スクールソーシャルワーカー）」「適応指導教室」を統合したものでございます。このねらいとしましては、教育現場で児童生徒達が抱えている問題には、家庭の状況や兄弟姉妹の状況、あるいは発達障がい等、福祉の問題が介在しているケースが多いため、このような教育や福祉の垣根を超えて、子ども相談支援センターがワンストップでお引き受けをすることです。もちろん子ども相談支援センターだけでは解決できないケースもございますので、そこからは多機関連携ということで、児童相談所をはじめ、さらに必要な社会資源を結び合わせていきます。そのような役目を果たすために、子ども相談支援センターはあるわけです。そして、現在令和元年度のところでございますが、今年度からさらに体制を強化しています。まずは、スクールソーシャルワーカーですが、スクールソーシャルワーカーは、各学校に出向いて、児童生徒や先生方、あるいは保護者からの相談に対応しており、今年から任期付職員を1人から2人に増員しております。現時点では、拠点校区というのが2つの中学校区にしかないのですが、1人増員したことによって、今年の2学期から4つの中学校区に拡大する予定でございます。次に適応指導教室ですが、こちらも1人、期限付非常勤職員を増員しております。増員した1名は、今年度からの新たな制度である家庭訪問相談指導員として位置づけしています。この制度は、在籍校にもエールにも通えていない児童生徒や普段家庭の中にいらっしゃるような子どもさんがいるご家庭に、週1回のペースで訪問し、悩みを聞いたり学習指導を行ったりすることで、信頼関係を構築しながら、今の現状を改善していこうという取組でございます。これは早速成果がでてきておりまして、まだ若干の人数ではございますが、エールに通い始めたという成果も見られています。発達支援室ですが、正規職員である保健師を1人増員しております。これは、後程改めて申し上げますが、冒頭で申し上げました週2回のメイトムでの発達相談の申込が今大変多くなっておりますので、少しでも相談の予約から実際の相談日までの期間が短縮できるように手立てをしたということでございます。それでは3枚目をご覧ください。こちらには、簡単ではありますが、過去5年間の私ども

の相談件数を掲載しております。ご覧のように全体としては増加傾向にあります。まず、子ども家庭相談室ですが、緑色の折れ線グラフの延べ相談件数は平成30年度は8,669件、この内訳は直接虐待に関するものではない相談も含まれておりますが、これは現在の職員体制で申しますと基本的に3人の子ども家庭相談員が対応をするので、相談員1人あたり年間3,000件近い対応をしているという計算になります。具体的には電話、窓口での相談への対応あるいは家庭や学校を訪問したり、虐待通告を受けて児童の安全確認に行ったりという合計件数でございます。今年度の数字はまだ整理できておりませんが、虐待に関する報道が毎日のように続いている影響もあると思いますが、特に大きな事件があった後はいわゆる泣き声通告が増えているという印象をもっております。次に、発達支援室ですが、こちらも平成30年度の青色の総合相談件数、これは※印で内訳を書いておりますが窓口相談、電話相談、発達相談、発達検査、計画相談、発達診査の合計でございます。紫色の折れ線グラフで示している巡回相談というものがございます。こちらは市内のすべての保育所、幼稚園、認定こども園を対象に年2回職員が巡回をしているということでございます。最後に、子どもの権利相談室ですが、平成30年度の緑色の延べ相談件数が626件と、大幅に増加していることがお分かりいただけると思います。それでは最後に、4枚目の方をご覧ください。まず現状と問題点を係ごとに整理しております。まず(1)の子ども相談係、いわゆる子ども家庭相談室です。ここに書いておりましたが、補足して申し上げますとやはりこの係は、子どもの命、安全ということに最も近いところで関わっているため、常に待ったなしの対応が迫られていると言っても過言ではありません。一方では、元々この係の守備範囲というのが多岐多様ということもありますが、例えば先般、児童福祉法等の法改正によりまして、児童相談所ではいわゆる介入と支援、この2つの役割は別々の職員が担うべきというようなこともございました。これは、本市でも同じようなことが言えるわけございまして、現在の私どもの体制では、特に係長が1人2役3役あるいは4役というようなことを担っているところでございます。続いて(2)の発達支援係についてです。先程少し触れましたが現在発達相談の予約が市役所に入った際に実際の相談日はいつになるかと言いますと、年度内は、2か月先であり、現状ではさらに伸びてきており、これが1つ大きな課題になっているといえます。(3)の適応指導教室につきましては、いわゆる正規職員の配置はございません。そして先程成果が上がっていると申し上げました、今年度から配置いたしました非常勤任用の家庭訪問相談指導員は、基本的に週4日以内あるいは時間外勤務ができないというような制約があります。それでは次に、現行の組織体制を出しております。右端の人員体制のところをご覧くださいなのですが、子ども相談係、発達支援係それぞれに係長1人、係員1人とありますが、これがいわゆる正規職員でございまして、あとは任期付、期限付の職員が占めており、任期付職員や期限付職員が子ども家庭相談や発達相談で極めて欠かすことのできない大変貴重な存在になっております。最後に、組織体制強化に向けての目標を整理しております。まず、基本目標でございますが、市としての大きな目標は、子育て世代に選ばれるまちの



実現です。次は課としての目標になりますが、1つは各ケースについて、重大な事態への発展を生じさせない、これは特に虐待に関するケースの事を指しております。2点目は、発達相談についてです。先ほど、2か月先という話をしましたが、昨年度から子ども相談支援センターという看板を掲げておりますので、特に学校をはじめとする周囲の関係機関からの私どもにかけられている期待というものは、大変大きいものであると感じているところでございます。信頼関係を損なわないようにこれまで以上に迅速かつ十分な対応が必要だと考えております。そして最後に、具体目標として5点掲げています。子ども相談系の負担軽減、教育委員会や学校との連携強化、スクールソーシャルワーカーの派遣校を4中学校区から6中学校区に拡大する、家庭訪問相談の指導員の弾力的運用、発達相談予約から相談日までの期間の短縮、これらの目標を実現するためには、系の再編成であったり、あるいはさらなる人員体制の強化が必要不可欠であると考えております。長くなりましたけれども、以上で説明を終わらせていただきます。

【伊 豆 市 長】 はい。事務局からの説明は終わりました。これを受けて、皆様方から何かご意見やご質問がございましたらお願いいたします。

【宮 司 委 員】 発達支援係への相談で、実際の相談日が予約から大体2か月以上となっていると説明がありましたが、相談される方で、最初に予約をしたときは相談したいと思って予約したが月日が経つことで、もう相談しなくてもいいと思われるケースとかはありますか。

【子ども支援課長】 もしかするとそういうのがあっているかもしれません。事実関係は、この場では把握できていません。

【宮 司 委 員】 人に自分のことを相談することは、すごく勇気がいることだと思います。その勇気を持って予約をして長い期間待たされるのであれば、言われたとおり、大変なことになったりしないように早く相談にのれるよう対策をとっていきべきだと私も思いました。

【子ども支援課長】 これは大きな課題だと思っています。改善していきたいと思っています。

【宮 司 委 員】 よろしくお願ひします。

【伊 豆 市 長】 他にご意見ありますか。

【釜 瀬 委 員】 相談件数も年々増えて日々大変だと思います。人的配置も少しずつ人数を増やしているようですが、相談件数からすると一人が対応するには莫大な仕事量だと思います。親子に関しては自分達の命や危機意識などを考えると待ってられない。相談件数と対応を考えると時間が必要だと思いますが、宮司委員もおっしゃったとおり、できるだけ早急に細かく対応していただいて子どもたちや親たちが住んで良かったと思えるまちにしてもらえるようによろしくお願いいたします。それから、県の児童相談所などとの交流や情報交換は行っていますか。

【子ども支援課長】 私どもは、虐待の通告への対応などがメインの仕事となります。そこ

で児童相談所と役割分担をして対応する必要があります。軽度の場合は私たちが現場へ行って安全確認することもあります。傷あざが明らかにあるなどケースによっては児童相談所が直接行ったり、一緒に訪問して保護者と面談をしたりするなど連携することが一番求められていることです。

【釜瀬委員】ありがとうございます。

【伊豆市長】児童相談所は、かねてから宗像市の希望でありまして、一時保護ができるということで県に要望をして建てていただいたものです。皆さんが中をご覧になられていなかったり、実際どういう体制をとっているのかご興味がありましたらご都合の良い時に一度見てもらう機会を作ってもらえたらと思います。他に何かございませんか。

【宮司委員】現状組織の体制で具体目標を見ると人員体制の強化をしないと問題点が解決できないと思うので、そこを強化していただければと思います。

【伊豆市長】私がお答えしますが、宗像市の中でも中野部長が担当する子ども支援課は、残業時間が長く、かねてから人材の充実の要望は、市としては把握しています。実態については、庁内で子ども支援課の業務負担が多いことは認識しておりますので、今後とも知恵を絞って改善・応援していきたいと思っています。

【宮司委員】よろしくをお願いします。

【伊豆市長】他にはございませんか。私から1点だけですが、ワンストップの子ども相談支援センターの組織があるということについて、実は私自身の不勉強もありますが、どういう体制を取っているかというのが、市民全体にはまだ十分に知られていないのではないかと感じる場所があります。宗像市は子ども支援についてはかなり充実したサポート体制を取っていると思っていますが、そうであったとしてもたくさんの人にそれぞれが知られていなければ、それはいいことと一緒にございます。広報紙に記載するのであっても、表記の仕方が大切です。事務的な文章を載せるのではなくて、子育て支援の中でこういうことに困ったら、ここに電話をしてください、こういうことに悩みがあったらここに行ってくださいと表記し、都度、広報紙やホームページ等で周知していかなければならないと思っています。それは業務過多の部門ではなくて、広報を担当する庁内の部門にアウトソーシングしていただいて、そういう広報を望んでいるということをお渡ししていただければと思います。以上です。では、皆様方からも貴重な意見をいただきましたので、いただいた意見につきましては今後子ども相談支援センターの体制強化の参考とし、市長としても必要な支援を行ってまいりたいと思っていますので、よろしくをお願いします。

### **(3) 教職員の働き方改革について**

【伊豆市長】それでは、次に協議事項の3項目目「教職員の働き方改革について」事務局から説明をお願いします。

【教育政策課長】教職員の働き方改革について進捗状況をご報告いたします。昨今学校が抱える課題が複雑化・多様化する中で、教職員の負担が増大し、教職員の長時間勤務の

改善が大きな課題となっております。このような中、学校における働き方改革の目的としては、教職員が自らの意欲と能力を最大限発揮し、健康でやりがいをもって働くこと、また、教職員が子どもと向き合う時間を十分に確保することとなっております。先程の子ども相談支援でこどものSOSをキャッチするうえでも子どもと向き合う時間を十分に確保していくため、取り組んでいきたいと考えております。では、資料に沿って進捗状況をご説明してまいります。まず今年4月に宗像市立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドラインを国のガイドラインに準じて制定しております。その内容は超過勤務時間の上限の目安として、1月45時間を超えないこと、1年360時間を超えないこととしております。また特例的な扱いとして、児童生徒等に係る臨時的な特別の事情により勤務せざるを得ない場合については、1年720時間を超えないこととし、その場合、1月100時間未満であるとともに、1月45時間を超える月は1年間に6月まで、連続する2か月3か月4か月5か月6か月の平均が80時間を超えないこととしています。ちなみに健康障害リスクが高まるとされている時間外労働時間としての過労死ラインは発症前1か月に概ね100時間を超える場合又は発症前2か月ないし6か月にわたって、1月あたり80時間を超える場合とされております。そのような中、市内の学校の現状につきまして、2をご覧ください。平成30年度の宗像市における教職員の長時間勤務の現状を示しております。グラフは平均した1月当たりの時間を示しております。小学校ではガイドラインに示した上限の1月45時間超が31%、さらに100時間超が2%もおられます。グラフには示していませんが、年間の総時間で見ますと、1年360時間超が45%とほぼ半数の方が360時間を超えています。720時間超となりますと13%となっています。中学校においては1月45時間超が45%、100時間超が10%。1年で見ますと360時間超が55%であり、こちらも半数を超えた状態です。720時間超も25%となっております。このような宗像市の長時間勤務の状況が昨年から明らかになっている状況です。一方で新学習指導要領が改定され、小学校で令和2年度から、中学校では令和3年度に完全実施されます。今回の改正での主な教育内容の改善事項を示したものです。改善の内容だけでも言語能力の確実な育成を始め、理数教育の充実、伝統や文化に関する教育の充実、体験活動の充実、外国語教育の充実、情報活用能力の育成、現代的諸課題への対応などさらなる充実が求められているところです。次の資料をご覧ください。小学校において、今回の改定に伴い標準時間時数も増えています。3年生から6年生の外国語活動で各35時間ずつ増えています。これに伴い、さらなる教職員の負担増が見込まれています。この状況を踏まえ市内の学校における働き方改革を着実に推進していくために現在、働き方改革取組指針を県の指針に準じて策定しております。

**【教育子ども部長】** 少し補足をさせてください。勤務時間のデータにつきましては、昨年から定例教育委員会などで報告をさせていただいております。数字につきましては、国が報道しているのは、週の勤務時間が100時間を超えている職員がもっとたくさんいるとなっておりますが、国の報道は週あたりの総時間で示していることと、もう一つは持ち帰り

の時間も含まれているという違いがあります。本市につきましては、出退勤システムを導入しましたので、パソコンのスイッチのログイン・ログアウトで算出しており、あくまで職員室や教室など学校に滞在している時間に基づいているので、その違いがあるかと思えます。その上で45時間を超える職員が現状これだけいるということです。

補足の2点目ですが、定例教育委員会で審議していただきました、宗像市立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドラインについてです。上限の目安につきましては、国の民間企業等も含めたところの数字を基準に行うことは変わりないですが、一番の趣旨は、教職員については時間外勤務の概念がない中で時間外勤務の縮減を進めていくため、定義づけが必要だったということです。時間外命令という概念がなく、時間外勤務手当も非常に制限された中で、どう時間外勤務の定義づけをしていくかというところで、在校時間という定義付けをしたということが趣旨になっていると考えています。この働き方改革については、主要事業を挙げていますが、これは県が項目立てをしており、アクションプランを各市で考えていくものです。本市としても以前から様々な取組をしているものもありますし、既に学校も含めたところで取組んでいるものもあります。その上で再度、中野課長から説明をお願いします。

**【教育政策課長】**今お配りした働き方改革取組指針の策定概要についてです。こちらは県の指針に準じて、今作成している途中でございます。たたき台の状態ですので、方向性としてご覧ください。目的は先程も申し上げましたように教職員の長時間勤務を改善し、教職員のワーク・ライフ・バランスの取れた生活を実現し、健康でやりがいをもって働くことができる環境を整備することです。もう一つが、教職員が子どもと向き合う時間を確保し、学校教育の質を維持・向上させることです。以下取組のポイント、具体的な取組についてこれも県の指針に準じたものを案としてあげております。取組のポイントはこちらをご覧ください。子どもと向き合う時間を確保し、授業や指導の質を高め、ひいては学校教育全体の質を高めることにつながるという意識を全教職員が持つこと。無制限・無定量の勤務を是としないこと。教職員一人一人が組織の一員として効率的に業務を遂行する意識を持つこと。タイムマネジメントの意識を持つこと。教職員が行っているあらゆる業務について、必要性、効率性の観点から、組織的かつ継続的に見直すこととしております。次に掲げております具体的な取組については、県の4つの観点を柱とした案を示しております。今後その内容については本市の学校の現状や先生方のご意見を踏まえて検討していきたいと考えております。今時点の4つの柱として、(1)教職員の意識改革、(2)業務改善の推進、(3)部活動の負担軽減、(4)教職員の役割の見直しと専門スタッフの活用としております。その具体的な活動として、●印は本市ですすでに着手しているものです。○印は今後行う予定であるもの又は検討する予定であるものを挙げております。(1)教職員の意識改革において、一つ目は勤務時間の適正な把握。昨年度から全校に出退勤システムを導入しております。また、月80時間を超える場合には管理職による面接を行っているところです。学校閉庁日につきましては、本年度から毎年8月8日から16日までを

学校閉庁日に設定しているところです。以下定時退校日の設定、学校閉庁時刻の設定については今後学校も含めて検討したいと思っております。(2)業務改善の推進につきましては、学校のICT化。平成29年度から全校に校務支援システムを導入しております。教育委員会にICT指導員、支援員を配置し、学校の方に派遣して支援を行っているところです。研修の見直しにつきましては市主催研修の実施回数を平成30年度の95回から本年度は86回に削減しております。研修内容につきましては今後も内容、回数も含めて検討を行っていきたいと考えております。3番目の業務改善の推進、これにつきましては、個人学校等の単位で会議や学校行事の見直しを検討。この部分が学校現場において大きなところだと思っております。校長先生、管理職を含め校内でも検討していただいて有効なものがあれば全市的に広めるような形で検討を含めていきたいと思います。3番目の部活動の負担軽減についてです。平成30年度に部活動のガイドラインを定めまして、生徒・教師ともに過剰な負担とならないように持続可能な運営を行うように取り組んでいます。本年度から部活動休養日の設定、週当たり2日以上の設定をしていただいております。また、部活動指導員の配置、今年試行的に城山中・中央中に各1名を配置しております。部活動指導員を配置する時には、学校の先生は部活動には参加せず、代わりとして配置するよう形で運用していただくようにしております。4番目、教職員の役割の見直しと専門スタッフの活用。スクールカウンセラー、特別支援教育支援員、ALT等の専門スタッフを現在配置しております。また、教育委員会に教育相談員を配置。地域と共に子どもの育成を行うよう、コミュニティ・スクールを推進しております。学園コーディネーターを全学園に配置するとともに、2学園で本年度モデル授業を実施しております。以下、教科担任制や共同学校事務室の設置を本年度検討しております。この指針の策定スケジュールにつきましては、本日の総合教育会議で皆さんのご意見をまずいただきまして、8月に学校へ調査、各学校の特徴的な取組を調査したいと考えております。10月2日に宗像市学校教育研究協議会で草案を協議いたしまして、11月から12月いずれかで教育委員会で草案を審議していただいて、承認したいを思っております。確定したところで、年明けに、庁議、議会、学校に周知していきたいと考えております。説明は以上です。

【伊豆市長】事務局からの説明は終わりました。これを受けて皆さんから何かご意見ご質問等ありましたらお願いいたします。

【大庭委員】教育現場は、教師の意欲、やる気で今まで支えてきた部分があっただろうと思うのですが、今働き方改革ということが社会的にも全体的にも言われるようになったことは教育現場にとっては、教師にとっても子ども達にとってもとても良いことだと思っております。やはり、心と身体が元気でないと、子ども達に笑顔で向き合えません。それともう一つは、授業準備において、自分の中で納得できるだけ準備ができて授業を行うときは、とても授業成果が出ているのですが、他の仕事で授業準備に十分関われないときは、やはり心の中にわだかまりがありながら授業を進めるときもあるのですが、こういう改革が進むと先生方にとっては、授業に集中して望めるので良いことだと思っております。それも先

生方からの声ではなく、市の方からこういうふうにしていただくというのは、先生方の意欲がますます強くなるのではないかと思います。4点から進めていただいていますので、●印すでに実施されているものについては、しっかり実施されているかどうかの見届けができれば十分な成果が出るのではないかと思います。未着手のものについては、これからよろしく願いいたします。以上です。

【伊豆市長】他にございますか。

【石丸委員】質問です。(4) コミュニティ・スクールの推進とありますが、コミュニティ・スクールを推進することによって、教職員の役割の見直しが達成され、ひいては、働き方改革の改善につながるというロジックですか。

【教育政策課長】コミュニティ・スクールは、働き方改革の目的でやるものではないのですが、今まで先生がすべてを担ってきましたが、地域や保護者が担うべきところをそれぞれが担っていただくことで、少し教職員の負担を軽減することになるのではないかと考えております。

【教育子ども部長】少し補足をさせていただいてよろしいでしょうか。コミュニティ・スクールをこの項目に入れるべきかどうか、打ち合わせで私も望ましくないのではと述べております。今回の概要策定の項目立てにつきましては、先程も申し上げましたけども、県の項目立てに沿った整理をとりあえずさせていただいておりますが、これから本格的に本市の策定概要として整理するときには、この辺りも十分に考慮しながら、策定していきたいと思っております。以上です。

【石丸委員】意見です。最終的に働き方改革がゴールですから、そこに到達するまでの距離では、それぞれの取組で違います。すぐに効果があるものとそうでないもの。前に提示していただいたときよりもかなりすっきりしているので、そこに至るまでに距離が長いものは優先順位を設けるなどして、取捨選択して、よりブラッシュアップしていただければと思います。

【伊豆市長】他にございませんか。それでは、今日皆様方からいただいたご意見を参考に学校における働き方改革を進めていきたいと思っておりますので、よろしく願います。

#### (4) 学校教育情報化について

【伊豆市長】それでは、4項目目「学校教育情報化について」事務局からの説明を求めます。

【教育政策課長】学校教育情報化について、国における学習指導要領の改訂にあわせ、学校における ICT 環境整備の推進が掲げられています。限られた予算を効果的かつ効率的に活用する観点からも、検討が必要であり、その現状と今後の取組について、報告したいと思います。本市の学校教育における情報化は、第4次宗像市学校教育情報化計画に基づいて、進めてきているところです。次のページをご覧ください。第4次宗像市学校教育情報化計画の実施状況でございます。かいつまんでご説明いたします。この4次の計画につ

きましては、29年度から令和元年度の3か年の計画になっております。(1)校務の情報化については、平成30年度までに校務支援システム、児童生徒の出欠、指導記録、成績処理、指導要録等を作成するソフトの導入および教職員の出退勤記録等を全職員に導入しております。(2)教員におけるICTの活用。情報教育の実践として、教員のICT活用能力の育成、ICT支援員、情報担当者による研修会、福岡教育大学との連携プロジェクト、授業の支援等を毎年継続して実施しております。裏面をご覧ください。ハード整備についてです。校務用パソコン、教職員用のパソコンや、教育用パソコン、全校のパソコンルームに各40台程度の配置が完了しております。順次、更新配置をしているところです。電子黒板につきましては、平成24年度から順次導入しまして、平成29年度に全校3クラス1台程度の配置を完了しております。タブレット端末につきましては、第4次計画において特別支援教育における情報化の推進として特別支援学級へのタブレット端末導入に取り組んでおまして、平成29年度から順次配置し、今年度で10校に配置が完了する予定です。特別支援学級におきましては、複数の学年の児童生徒が在籍するクラスがほとんどで、担任は同時に複数学年の授業を行っております。黒板を仕切ったり、ホワイトボード、電子黒板、プリント等を活用しながら、同時進行で授業を行っている現状です。効率・効果的な指導のためにも、早急にタブレットを導入していきたいと考えております。その他、校内での体制の強化にも取り組んでいるところです。参考に、次の資料、全国及び県内の学校のICT化、環境整備の現状の資料を添付しております。グラフがついている資料をご覧ください。1枚目は教育用コンピューターの資料です。福岡県は全国平均より低い状況となっております。次のページが県内の状況で、その中で宗像市は県内平均より低く、約8人で1台程度の配置となっておりますが、特学のタブレットや企業連携により導入した機器も含まれておまして、実際は10人程度に1台の配置となっております。次の資料をご覧ください。普通教室の電子黒板整備率です。全国平均、福岡県平均を宗像市は超えておりますが、国の整備目標としては普通教室100%となっており、現在宗像市では3クラスに1台程度の配置となっております。最後の資料をご覧ください。校務支援システムについては、使用上は70%弱となっておりますが、先程も申し上げましたとおり、現時点では100%となっております。今後の取組について、1枚目の資料にお戻りください。ICT機器の整備について、まず令和元年度には、第4次学校情報化計画の整備方針に基づき整備を続けていきます。校務用パソコン、教育用パソコン、サーバー機器等の更新、特別支援学級へのタブレットの更新等を進めて参ります。また、2018年度以降の学校におけるICT環境の整備方針をご覧ください。新学習指導要領の実施等に向けたICT環境整備の必要性が示されておまして、その概要を記載しております。情報活用能力の育成につきましては、情報活用能力を言語能力や問題発見・解決能力と同様に、学習の基盤となる資質・能力と位置付け、教科等横断的な視点から教育課程の編成を図り、育成するものとされております。ここでいう情報活用能力とは、学習活動において必要に応じて、コンピューター等の情報手段を適切に用いて情報を得たり、整理、比較したり、発

信、伝達したり、保存、共有したりといったことができる力になります。(2)情報教育の充実について、各教科等における ICT 活用については、様々な学習活動や個に応じた指導の充実などを、児童生徒や学校の実態に応じて取り入れる際、コンピューターや情報通信ネットワークなどの情報手段の活用を図ること、また、各教科の実際の指導において、コンピューターなどを適切に活用できるようにすることとされています。そして、学校の ICT 環境の整備については各学校において、コンピューターや情報通信ネットワークなどの情報手段を活用するために必要な環境を整え、これらを適切に活用した学習活動の充実を図ることとされています。この国の整備方針を参考に、新学習指導要領における ICT を活用した具体的な学習活動と合わせまして、来年度以降の整備方針を決定していきたいと考えております。それが第5次学校情報化計画になります。これが本年度の取組です。令和2年度以降につきましては、機器の必要な更新に合わせて、第4次計画から進めている特別支援教育における情報化の推進について特学へのタブレット配置を早急に進めていきたいと考えております。また、第5次計画に基づいて、タブレットの導入も含めて、教育用パソコンの導入を検討したいと思っております。校務用サーバー、プリンタ、プロジェクター等の更新、拡充を進めていきたいと考えております。基本的には更新のタイミングにあわせて、タブレットやプロジェクターへの転換を検討していくように考えております。もちろんハード整備だけでなく、ソフト面での活用支援も行い、効果的な情報化の推進を行ってきたいと考えております。説明については以上です。

【伊 豆 市 長】事務局からの説明は終わりました。これを受けて皆様方から何かご意見やご質問がありましたらお願いいたします。

【宮 司 委 員】質問です。タブレット端末導入の部分で、平成29年度に自由ヶ丘中と城山中学校から導入を始めて、今年度で10校に導入されたということですが平成30年度と今年度にどの学校に導入したか教えてください。

【教育政策課長】平成30年度に導入した学校は、赤間小学校、南郷小学校、日の里西小学校、河東中学校の4校です。今年度につきましては、まだ導入先は決定していませんが、4校に導入する予定です。

【伊 豆 市 長】では他にご質問ありますか。

【釜 瀬 委 員】要望です。今後、教育機器や ICT 機器の整備をより積極的に進めていただくことで、教育改革の一つ、また前段で話し合った働き方改革の一途にもなってくると思います。より ICT 機器を活用し、働き方や授業内容、教材研究を工夫することで、時間短縮になってくるのではないかと思います。厳しい予算等あるかと思いますが、教育機器等整備していただければと思います。お願いいたします。

【伊 豆 市 長】他にございませんか。

【大 庭 委 員】ハード面での設備はとても整っており素晴らしいなと思いつつながら説明を聞いていました。実際、ハード面が整ったことで、教育内容がどのように変わってきたのか、また、実施状況などを把握していたら教えてください。



【教育政策課長】教育現場でどのように変わってきたのかは、把握していませんが、授業にこう取組みたいので、これを支援してほしいという依頼が、ここ数年で多くきています。4人いるICT指導員、支援員も、ほぼ毎日出払った状態で学校に支援に行っています。

【大庭委員】ありがとうございます。

【指導主事】タブレットの活用方法についてですが、特別支援教育では、一人一人の個性、教育ニーズに応じなければならず、タブレットを使って1人の子にドリルなどを解かせつつ、他の児童生徒の指導にあたり、学習内容の確認をするために短い動画を見せたりといった形での活用等が進んでいる状況です。それからコンピューターに関しては、通常学級を含め、ふるさと学習等に使用されており、整理・発表等に使われている状況です。

【伊豆市長】ありがとうございました。教育長から何かございましたらお願いします。

【高宮教育長】今日のご意見ありがとうございます。私は、働き方改革は、子どもと向き合う時間を確保して先生が授業や指導の質を高めていくことを考える必要があると思います。今後、各学校にいろんな改善の報告を求めながら、先生が元気に働いていければと思います。また、今、若年教師が増えまして、学校現場でも若年教師に対する指導が今後の大きな問題となると思います。さらに社会が急激に変化し、AIやロボットの時代がきています。今後10年後、20年後、30年後の子どもは、自分で自立化していくためにどう育てていったらいいのか。私は考える力をどう作っていくかを非常に意識しています。そのような授業改善を進めていかなくてはいけないと思っています。3つ目は、市長のご尽力で県立特別支援学校が教育大に新設されるようになりました。特別支援教育のことを調べてみますと、特別支援学級が普通学級の約5分の1学級あります。その担任をしている先生方は、まだ無資格で十分研修を受けずに担任をしている状況です。宗像市に県立特別支援学校ができるのですから、大学や県との折衝の中で本市の先生達の研修の場にもできるようお願いをしていければと思います。いろいろ課題は山積みですが、今日は委員の皆さんから忌憚のないご意見をいただき、本当にありがとうございました。次回もどうぞよろしく願いいたします。ありがとうございました。

【伊豆市長】それでは、今日いただいたご意見を参考に市長部局の協力のもと学校教育の情報化の推進に努めていきたいと思っています。

## (5) その他

【伊豆市長】5項目目のその他に入りたいと思います。何かご意見等ございましたらお願いします。

【伊豆市長】その他について特にございませつか。では、以上で協議を終了します。それでは事務局お願いいたします。

### **3 閉会**

【教育政策課長】本日は活発な協議、誠にありがとうございました。いただいたご意見を参考に本市の教育施策を推進してまいりたいと思います。次回の会議は令和元年10月23日水曜日10時から開催予定としております。詳細については別途ご案内いたしますのでよろしくお願いいたします。では最後に閉会の言葉を伊豆市長の方からよろしくお願いいたします。

【伊豆市長】以上をもちまして、令和元年度第1回総合教育会議を閉会いたします。みなさん、長時間ありがとうございました。